

三木町農業委員会
令和3年8月 定例総会議事録

香川県木田郡三木町農業委員会

三木町農業委員会

令和3年8月 定例総会議事録

- (会 期) 1 日 間
(開 催 年 月 日) 令 和 3 年 8 月 20 日
(会 議 時 間) 13:30 ～ 14:45
(開 催 場 所) 三 木 町 会 議 室 棟
第 3 ・ 4 会 議 室
(議 題) 別 紙 の と お り

出席委員数 17名

- | | |
|----------------|--------------------|
| 1番 松田 隆雄 | 11番 高重 浩二 |
| 2番 香西 茂知 | 12番 白井 敏雄 |
| 3番 古市 哲 | 13番 吉原 博 |
| 4番 藤澤 勇一 | 14番 中川 詰郎 |
| 5番 鎌倉 茂雄 | 15番 横山 良秀 |
| 6番 溝渕 常雄 (欠席) | 16番 岡田 久 |
| 7番 川田 正憲 | 17番 鎌倉 守 |
| 8番 鈴木 勤 | 18番 溝渕 廣明 (会長職務代理) |
| 9番 小川 正則 | 19番 高尾 壽一 (会長) |
| 10番 鎌倉 博之 (欠席) | |

(事 務 局)

- 1 平井元事務局長 2 谷洋司主査 3 谷井直人主事

(別紙)

(1) 農地法関係 (別紙議案書のとおり)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	(6件)
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	(2件)
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	(7件)
議案第4号	農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について	(第5号)
報告第1号	農地法第5条の規定による許可申請の取下について	(1件)
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	(1件)
報告第3号	使用貸借返還通知について	(2件)

(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について

(3) その他

事務局

8月の三木町農業委員会定例総会を開催致します。
開会にあたりまして会長よりご挨拶をお願いします。

会長

只今より、定例総会を開会致します。
(挨拶)
今月は、農地法関係の議案と報告、香川県農業会議常設審議委員会審議報告についてです。

事務局

今月の定例総会のご案内申しあげたとおり、農地法関係議案と農用地利用集積計画等についてそれぞれご審議をお願いします。

その後に会長より香川県農業会議常設審議委員会審議報告をお願い致します。
本日の出席委員は19名中17名で、定足数に達していますので定例総会は成立しています。
定例総会議事録署名委員につきましては、川田正憲委員と鈴木勤委員をお願い致します。
それでは、会長よろしくをお願いします。

会長

皆様の慎重審議をよろしくをお願いします。
それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について		
番号1	申請地：大宇奥山字中山 地目：田1筆、畑1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：労力不足 権利の種類：所有権移転（贈与）	2筆	1,727.00 m ²
番号2	申請地：大宇池戸字丁田 大宇田中字柳原 地目：田6筆、畑1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：農業廃止 権利の種類：所有権移転（売買）	7筆	4,478.00 m ²
番号3	申請地：大宇田中字柳原 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：相手方の要望 権利の種類：所有権移転（売買）	1筆	1,025.00 m ²
番号4	申請地：大宇朝倉字池尻 地目：田4筆、畑1筆 譲受理由：一括贈与 譲渡理由：一括贈与 権利の種類：所有権移転（贈与）	5筆	2,414.00 m ²

番号5	申請地：大字上高岡字安楽寺 地目：田1筆 譲受理由：経営規模の拡大 譲渡理由：農業廃止 権利の種類：所有権移転（売買）	1筆	666.00 m ²
番号6	申請地：大字上高岡字安楽寺 地目：田10筆、畑1筆 譲受理由：その他 譲渡理由：農業廃止 権利の種類：所有権移転（売買）	11筆	5,248.00 m ²

(補足説明)
(無し)

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願ひします。

事務局

議案第1号番号1は、担当委員（10番）欠席。特にありません。

事務局

議案第1号番号2・3は、担当委員（6番）欠席。特にありません。

担当委員（15番）

議案第1号番号4は、特にありません。

担当委員（5番）

議案第1号番号5・6は、特にありません。

議案第1号番号6は、もともと農地は所有していなかったのではないのでしょうか。

事務局

おそらく、耕作面積としてはありません。

会長

申請面積を含めて4000m²以上あれば良いです。

事務局

このたび土地を購入することで、農地法第3条申請の条件の一つである「耕作面積4000m²以上」となります。

譲受人につきましては、2020年12月から2021年3月まで農業大学校で野菜園芸コースを学ばれていまして、この（2021年）4月から綾川町の農事組合法人の「おのぶどう園」でぶどう栽培を学んでいます。このたびの申請地につきましても、果樹を中心に耕作する予定のようです。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

4 番委員

議案第 1 号番号 2 は、50 cm くらいののり面がある田ですが、のり裾の草は刈っておらず、上の方は刈っています。

また、面積も大きいので、そこも草が繁茂しています。刈るようにお願いしたいと思います。

1 4 番委員

農地機構から私のほうへも貸借の話がありました。以前は事業者 A がかりていたのではないですか。

事務局

そうです。以前は農地機構を通して事業者 A に貸していました。

1 4 番委員

事業者 A が撤退するときには草を刈るのを確認していますか。
現状はどうなっていますか。

4 番委員

事業者 A が刈ってはいますが、なんどもは刈らない。

会長

農地機構と少し話を詰めてください。

i

事務局

はい。

4 番委員

事業者 A は、完全に手を引くのですね。

1 4 番委員

日は空いているのですか。

事務局

1 年くらいはブランクがあります。

会長

農地機構が責任をもって草刈りをするか否か確認してください。

事務局

はい。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

議案2から4号は、まとめて説明をお願いします。

それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字氷上字東青岸	1筆	257.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 宅地1筆		
	転用目的	: 居宅2階建 (139.55m ²)、倉庫2階建 (77.41m ²)、 倉庫平屋建 (85.20m ²)		
	併用地	: 宅地 (743.85m ²)		
	造成時期	: 昭和55年頃		
	備考	: ー		

番号2	申請地	: 大字井戸字公文明	6筆	614.00 m ²
	地目	: 田3筆、畑3筆		
	現況	: 宅地6筆		
	転用目的	: 居宅2階建 (337.90m ²)、倉庫平屋建 (60.30m ²)		
	併用地	: 宅地 (247.05m ²)		
	造成時期	: 昭和34年頃		
	備考	: 一時転用 (令和14年5月31日まで)		

(補足説明)

(無し)

以上になります。ご審議よろしくをお願いします。

会長

引き続き、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

番号1	申請地	: 大字鹿庭字氷下所	1筆	968.00 m ²
	地目	: 田1筆		
	現況	: 田1筆		

転用目的 : 駐車場
権利の種類 : 所有権移転 (売買)
併用地 : 宅地等 (4906.04㎡)
造成時期 : —
備考 : —

番号2 申請地 : 大字田中字中原 1筆 376.00 ㎡
地目 : 田1筆
現況 : 田1筆
転用目的 : 居宅2階建 (64.59㎡) 、 車庫平屋建 (34.45㎡)
権利の種類 : 使用貸借権設定
併用地 : 宅地 (339.00㎡)
造成時期 : —
備考 : —

番号3 申請地 : 大字朝倉字屋古戸 1筆 460.00 ㎡
地目 : 田1筆
現況 : 田1筆
転用目的 : 居宅2階建 (82.81㎡) 、 倉庫平屋建 (29.16㎡)
権利の種類 : 所有権移転 (贈与)
併用地 : —
造成時期 : —
備考 : —

番号4 申請地 : 大字氷上字東青岸 2筆 470.00 ㎡
地目 : 田2筆
現況 : 田1筆、宅地1筆
転用目的 : 居宅平屋建 (152.16㎡)
権利の種類 : 使用貸借権設定
併用地 : 宅地 (28.42㎡)
造成時期 : 平成13年頃
備考 : —

番号5 申請地 : 大字氷上字東青岸 4筆 3,638.00 ㎡
地目 : 田4筆
現況 : 田4筆
転用目的 : 特定建築条件付売買予定地2階建11棟 (591.17㎡)
権利の種類 : 所有権移転 (売買)
併用地 : 公衆用道路 (839.14㎡)
造成時期 : —
備考 : —

番号6 申請地 : 大字下高岡字鳥打 2筆 455.00 ㎡
地目 : 田1筆、畑1筆
現況 : 田1筆、畑1筆
転用目的 : 貸駐車場
権利の種類 : 使用貸借権設定
併用地 : 宅地 (5,896.26㎡)

造成時期： —
備考： —

番号7 申請地： 大字井戸字川西 2筆 444.00 m²
地目： 田1筆、畑1筆
現況： 田1筆、畑1筆
転用目的： 車両置場
権利の種類： 所有権移転（売買）
併用地： —
造成時期： —
備考： —

（補足説明）

（無し）

議案第3号番号4は、

以上になります。ご審議よろしくお願ひします。

会長

それでは、現地調査の担当委員から報告をお願いします。

担当委員（8番）

現地調査の報告を行います。

8月分の農地法関連の申請について、令和3年8月10日の午前9時から、第4条許可申請2件、第5条許可申請7件につきまして、高尾会長・小川委員・私（鈴木委員）・事務局2名の計5名、及び担当地区の農業委員・農地利用最適化推進委員と共に現地調査を実施しました。現場では、申請区域の特定・隣接農地の状況・造成方法・排水方法等について、確認いたしました。

その中で問題となったのは、第4条申請番号1・2、第5条申請番号4です。こちらにつきましては、既に造成が行われておりましたが始末書が添付されておりました。その他につきましては特に問題ありませんでした。

以上で現地調査の報告を終わります。

会長

それでは、地区の担当委員から補足説明がありましたらお願いします。

担当委員（14番）

議案第2号番号1は、議案第3号番号4と関連していますので一緒に説明します。番号4の譲渡人は兄妹の関係で、兄は無断転用（番号1）をしており、このたび子の住宅を建てるという計画（番号4）で、妹は子の住宅を建てたときに無断転用（番号4）であったというものです。

議案第3号番号5は、推進委員8番から問題となることはない聞いています。耕作ができないということで私も何度か相談を受けていたのですが、このたびこのような形で収束できました。

担当委員（3番）

議案第2号番号2は、子どものころよりこのような状態で、父がなくなり相続を行うことと、議案第3号番号7の売買を行うことに伴い、番号2の無断転用を是正するものです。

議案第3号番号7は、県外で譲受人の兄が事業を行っており、譲受人が当該地で事業を始めるということです。

担当委員（13番）

議案第3号番号6は、次の3点あります。

- ① 社員用駐車場が契約満了ということで、代わりの駐車場が必要だということです。
- ② 当該農地は農業振興地域ということで、実際に農業の計画申請書が必要です。県に申請していますが、今の段階で県から却下されていないということで事業が進められております。
- ③ このたびの現地調査で排水路について質問したところ、今後、駐車場は自然浸透ということで、舗装も何もしないということです。近くに山林があることから、U字溝などを整備してほしいということを申しております。ゆくゆくは舗装するのではないかと思います。

会長

説明は全て終わりましたか。

事務局

議案第3号番号1・2・3がまだです。

担当委員（16番）

議案第3号番号1は、特に問題となることはありませんでした。

担当委員（8番）

議案第3号番号2は、特に問題となることはありませんでした。

担当委員（15番）

議案第3号番号3は、特に問題となることはありませんでした。

会長

ありがとうございました。
各委員から何か質問はありますか。

3番委員

議案第3号番号6は、ため池はあるのですか。

13番委員

高いところに上がっていけば見えるかと思います。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

（無し）

会長

議案第2・3号は、別に採決します。
質問が無いようなので、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

（挙手）

会長

満場一致で承認されました。

会長

次に議案第3号を採決します。

質問が無いようなので、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

満場一致で承認されました。

それでは、議案第4号、農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について
(農用地利用集積計画について説明)

今月は、新規利用権設定1件・再設定3件・転貸8件で計12件になります。

どの案件につきましても、農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び町農業経営基盤強化促進基本構想の各要件を満たしていると考えます。

以上になります。

会長

ありがとうございました。

各委員から何か質問はありますか。

会長

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

質問が無いようなので、議案第4号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画について、採決に移ります。承認される委員さんは挙手をお願いします。

委員一同

(挙手)

会長

承認されました。

報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について
番号1 申請地：大字井戸字二条 2筆 1,055.00 m²
地目：田2筆
取下理由：転用計画見直し

(補足説明)

(無し)

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
番号1 申請地：大字池戸字四角寺 1筆 1,589.00 m²
地目：田1筆
解約日：令和3年8月31日
解約事由：本人耕作

(補足説明)

(無し)

報告第3号 使用貸借返還通知について
番号1 申請地：大字田中字天枝 2筆 2,745.00 m²
地目：田2筆
解約日：令和3年8月31日
解約事由：借受人の体調不良による
番号2 申請地：大字氷上字東ツフロ木 1筆 1,581.00 m²
地目：田1筆
解約日：令和3年8月31日
解約事由：農地機構を通して貸借を行うため

(補足説明)

(無し)

会長

ありがとうございました。
報告案件ですが、何か質問はありますか。

会長

報告第3号番号2は、農地機構を通して誰かに貸すのですか。

事務局

議案第4号番号12で、農地機構を通して事業者Aが担い手となります。

会長

他に質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

報告事項は以上です。議案書については以上です。
それでは、次第「(2) 香川県農業会議常設審議委員会審議報告について」に移ります。
(審議報告について説明)
各委員から何か質問はありますか。

委員一同

(無し)

会長

質問が無いようなので、これで定例総会を終了と致します。ありがとうございました。